墜落事故等防止取組計画

【労働災害防止及び交通事故防止等への取組】における評価確認資料（様式第3-2号関係）

建設工事における墜落等の事故防止を目指し、工事現場の事故防止対策を実施するとともに、労働者一人一人が労働災害の防止に努めるため、以下の取組計画を実践します。

１．安全教育の推進

（１）建設従事者等を対象とした安全教育の推進

　ア　建設従事者に対する安全教育の実施

　　【安全教育に関する取組】

　　共通仕様書に規定する、月当たり半日以上の安全教育以外に、以下の取組を実施します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 取組内容 | 実施頻度 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

２．重機事故防止対策

３．足場からの墜落事故防止対策

４．飛来落下事故防止対策

（所在地）

（商号又は名称）

（代表者氏名）

※取組計画はＡ４サイズ１枚で作成すること。

【作成上の注意】

①墜落事故等防止取組計画（以下「計画」という。）における記載は以下のとおりとする。

（ア）１．（１）に記載する取組内容として、アの【安全教育に関する取組】については必須内容とし、１項目以上記載すること。必須内容の記載がない場合は、評価対象としない。その他の取組内容がある場合は、追加で記載すること。

（イ）２．～４．については、当該工事において、重機使用や足場使用、飛来落下に対する事故防止対策の必要がある場合で、かつ任意の取組内容がある場合は、該当項目に記載すること。なお、該当が無い場合は、「該当無し」と記載すること。

（ウ）提案を求める各項目における記載項目数の制限は設けないが、自社において、実際に取組可能な内容についてのみ記載すること。（本計画における提案は、特に過度な負担を求めるものではない。）

②計画を実施する範囲は以下のとおりとする。ただし、１．における計画を実施する範囲はこの限りではない。

　（ア）建設従事者の範囲

・元請業者の作業員

・全ての下請業者の作業員。（測量、警備、資材搬入等の工事関係者も含む。）

　（イ）場所

　　　　・工事現場

（ここで、「現場」とは工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計書で明確に指定される場所をいう。）

③本計画が加点評価された場合は、提出された計画に基づく実施計画書（様式第4-3-1号及び4-3-2号）を作成し、竣工時に履行確認表（様式第4-4-1号及び4-4-2号）で履行を確認し、工事成績評定の「安全対策」において評価を行うこととなる。また、当該工事において、死亡事故等が発生した場合は、工事成績評定の「法令遵守等」において減点対象となる場合がある。

交通事故防止取組計画

【労働災害防止及び交通事故防止等への取組】における評価確認資料（様式第3-2号関係）

工事施工中の交通事故防止を目指すとともに、一人一人が交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践するなど交通事故の防止に寄与するよう、現場における有効な交通事故防止措置や交通ルールの遵守及び交通マナーの向上を図るなどの効果的な対策・活動を行うため、以下の取組計画を実践します。

１．現道上等での工事施工における交通事故防止対策

（１）現道を通行する運転者の注意喚起を促す対策

　　・

（２）通行車からのもらい事故抑制対策

　　・

２．交通安全活動への取組（宣言）

（１）全作業員が、交通ルールを守り、無事故・無違反を目指します。

（２）全作業員に対して、交通安全活動に関する安全教育を実施します。

３．交通安全活動の指導

（所在地）

（商号又は名称）

（代表者氏名）

※取組計画はＡ４サイズ１枚で作成すること。

【作成上の注意】

①交通事故防止取組計画（以下「計画」という。）における記載は以下のとおりとする。

（ア）１．（１）は必須内容とし、１項目以上記載すること。１．（２）は、工事施工場所が現道（道路法上の道路に限らず、敷地内道路等も含む、一般の交通に供する道路）上を含む工事である場合は、対策内容を１項目以上記載することとするが、現道上の施工を含まない場合は、「該当無し」と記載すること。

（イ）２．に記載する取組内容として、（１）及び（２）の内容については必須内容とする。必須内容の記載がない場合は評価対象としない。その他の取組内容がある場合は、追加で記載すること。

（ウ）３．についての記載は任意とするので、取組内容がある場合は記載すること。なお、該当がない場合は、「該当無し」と記載すること。

（エ）提案を求める各項目における記載項目数の制限は設けないが、自社において、実際に取組可能な内容についてのみ記載すること。（本計画における提案は、特に過度な負担を求めるものではない。）

②計画を実施する範囲は以下のとおりとする。

　（ア）作業員の範囲

・元請業者の作業員

・一次下請業者（建設業法第２条第４項に規定する下請契約を締結した一次下請業者）の作業員。（測量、警備、資材搬入等は下請けの対象としない。）なお、ダンプトラックによる土砂等搬入出のみの契約の場合は、建設工事の下請契約に当たらないが、本計画においては、ダンプトラックによる土砂等搬入出のみの契約におけるダンプトラック運転手は作業員の対象とする。

・その他、対象者

　（イ）時間帯

　　　　工事現場※1)での作業開始時刻から作業終了時刻までとする。

　　　　ただし、作業開始時刻及び作業終了時刻については、契約後に提出する実施計画書（様式第4-3-1号及び4-3-2号）に明記すること。

　（ウ）場所

　　　・工事現場※1)と現道との境界付近

（例）・工事現場進入口

・現道上を移動しながら施工する植栽管理の現場※1)　等

・工事施工に伴う移動区間

（例）・打合せ等のために現場から土木事務所等へ移動するために通行する区間

・現場へ搬入土砂を運搬するためにダンプトラックが通行する区間　等

※1：「現場」とは工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計書で明確に指定される場所。

③本計画が加点評価された場合は、提出された計画に基づく実施計画書（様式第4-3-1号及び4-3-2号）を作成し、竣工時に履行確認表（様式第4-4-1号及び4-4-2号）で履行を確認し、工事成績評定の「安全対策」において評価を行うこととなる。また、当該工事において、死亡事故等が発生した場合は、工事成績評定の「法令遵守等」において減点対象となる場合がある。